

5歳児健康診査モデル事業の実施について

子ども家庭支援課

1 目的

母子保健法に定める3歳児健康診査では把握しにくい軽度の発達障害等を早期に発見し適切な支援を行うため、5歳児健康診査モデル事業を実施する。

また、このモデル事業を通して幼児及び保護者への支援とともに、保育園等の関係機関との連携を含めた事業の実施方法について検証する。

2 事業概要

(1) 対象者

亀が岡保育園及幸田保育園に通園している、今年度内に満5歳になる幼児約50名

(2) 方法

- ①保護者及び保育士にアンケート調査を行う。
- ②アンケート結果をもとに園医、園長、保育士及び心理職等により発達等の専門医の健康診査が必要な対象者を抽出する。
- ③専門医による健康診査を行う。
- ④健康診査結果により医療機関を紹介するなど適切な支援を行う。

3 実施予定時期

平成24年7月から平成24年10月まで

4 検証予定期間

平成24年度から平成26年度までの3年間